

現場説明事項

令和6年 7月 1日

工事名 野村育成園移転新築に伴う外構・解体工事

1. 本工事は、既施設を運営しながらの工事となる為、誘導員等を適切に配置し車両誘導等に協力し、利用者、職員等の安全管理に最善の注意を払い施工を進めること。
なお、工事期間中の安全管理については、全て請負業者の責任において対処し、現状を把握した上で、安全・機能の維持に十分配慮した仮設計画を立案し、発注者及び監理者の承認を得て施工すること。
2. 工事中における近隣者等とのトラブルは係員に報告の上、工事請負者の責任において対処すること。
3. 設計図書に質疑を生じた場合は、所定の工事打合せ応答書に記載捺印のうえ係員に提出し、その指示を受けてから施工すること。
4. 関係諸法令に基づく申請、諸手続きは請負者の責任で行うこと。また、所轄官庁の指示により軽微な変更を要する場合は、請負金額の範囲内において処理すること。
5. 別途工事として施工中の本体建物と並行作業となる為、また、取合い調整事項について、担当している施工者と十分協議の上、円満進捗を図ること。また、解体工事が完了するまで一時的に仮使用の認定を受けるため、完了検査済証の取得まで、残土処分量の軽減を含め、相互協力に努めること。
6. 将来建物の建設予定地となるため、地中障害物は全て撤去の事。設計図書等から、不明な部分を含め、やむを得ない場合については協議による。

以上